

2024年度 春出発 Business Studies Abroad IV1.5年 【中国・对外経済貿易大学1.5年プログラム】 募集要項

<https://ritsumeiba-gblp.jp/>



INDEX

- 1 Business Studies Abroad IV(对外経済貿易大学1.5年) 募集の流れ P. 1
- 2 Business Studies Abroad IV(对外経済貿易大学1.5年) とは? P. 2
- 3 応募資格について P. 2
- 4 留学予定先について P. 3
- 5 学籍と受講登録について P. 3
- 6 留学決定後の事前ガイダンスについて P. 3
- 7 応募書類について P. 4
- 8 選考方法について P. 4
- 9 留学に関わる費用・奨学金について P. 5
- 10 単位認定と成績評価について P. 6
- 11 注意点 P. 6
- 12 個人情報について P. 6
- 13 派遣先大学紹介 P. 7
- 14 立命館大学経営学部 BSAプログラムに参加するにあたっての遵守事項 P. 8
- 15 立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム（BSAプログラムなど）に関する承諾書 P. 9

※不測の事態により、募集要項通りにプログラムを実施することが困難であると判断した場合には、内容の変更を行うことがあります。その判断は派遣先大学と調整の上、本学経営学部が行います。そちらを承諾の上、プログラムの申請をご検討下さい。

1 Business Studies Abroad IV1.5年募集の流れ

応募・選考等のスケジュールについて(選考年度:2023年度)

項目	日程	方法	備考
<p>※応募を考えている方は 必ず応募の前に経営学部事務室国際担当に相談の上、応募ください。</p> <p><経営学部事務室 国際担当 @AC事務室内> 平日9:00~16:00 (土日祝、11:30~12:30を除く) ☎072-665-2090 ✉ba-koku@st.ritsumeimei.ac.jp</p> <p>manaba+R > 経営学部生のページ > [BSA]経営学部独自留学プログラム</p> <p>★先輩の留学体験談動画をmanaba+Rで公開しています！応募の際の参考にしてください！ → </p>			
応募書類提出期間	2023年9月14日(木) ~9月28日(木) ※最終日16時00分締切	<p>【応募書類入手方法】 BSAのHP<https://ritsumeimei-ba-gblp.jp>よりダウンロード </p> <p>【提出方法】 申請資料一式を印刷し左上にホチキス止めの上、OIC学びステーション窓口で提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類を手書きで作成する場合はすべて黒のボールペン(鉛筆・フリクションは不可)で記載すること ・応募書類に不備のあった場合、不備修正を含め応募締切までに行う必要があることに留意すること <p><窓口での提出受付時間> 平日10:00~16:00 (土日祝、11:30~12:30を除く)</p>
面接期間	2023年10月3日(火) 9:30~16:10 2023年10月4日(水) 9:30~12:10	ZOOM	<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類の提出時に左記日程より面接可能日時を複数提示ください ・30分程度の個人面接 ・詳細は学内メールへ後日連絡しますので、確認後返信をお願いします
派遣許可者決定(合否結果発表)	2023年10月11日(水) 10:00	manaba+R	<p>合否結果は、manaba+R > 大学からのお知らせ > 「留学」に掲載されます</p>
第1回派遣者ガイダンス	2023年10月下旬 開催予定	対面	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は後日、派遣許可者に別途学内メールにて連絡します

※募集ガイダンスの実施はありませんが、先輩の体験談は公式HPやmanaba+Rで公開中です。



memo

2 Business Studies Abroad IV1.5年プログラムとは？

2-1. プログラムの意義と特徴

BSAⅡ及びⅣは、経営学部で学んでいる皆さんに、自らの専攻する学問に対し、国内だけでなくグローバルな社会の要請や意義を確かめ学んでいただく、経営学部独自の留学プログラムです。留学先大学で修得した外国語や専門科目は、経営学部の単位として認定されます。そのため、留学前の本学での学修と留学先での学修を積み上げていけば、留学したことで卒業が遅れることはありません。またこのプログラムの基本は交換留学であり、学費は本学と留学先大学との間で相殺になるため(派遣型留学を除く)、留学先に学費を支払う必要はありません。「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」に基づき、留学期間に応じて奨学金も支給されます。

そのうち、BSAⅣ対外経済貿易大学1.5年(3セメスター間)留学プログラムは、同大学の留学生教育を担当する国際学院で、1セメスター目と2セメスター目は一般中国語及びビジネス中国語を履修し、3セメスター目に国際学院で開講する経営・経済専門科目を受講するプログラムです。一般中国語、ビジネス中国語という2つのステップを通じて高度な中国語能力を身につけた上で、専門科目を学ぶ事の特徴としています。長い時間をかけて、専門科目を学ぶための中国語基礎をしっかりと築くことが可能であるため、中国語初心者でも安心して参加できます。

対外経済貿易大学は国際経済貿易方面の政府官僚を中心とした人材養成機関としての役割を果たしてきた大学であり、その教学内容も外国語と経済経営の専門知識を持った国際経済・ビジネス分野で活躍できる人材育成を行うカリキュラムを特徴とします。対外経済貿易大学での留学を通じて、皆さんも将来国際ビジネスリーダーとして活躍するための素養を身につけることができます。

2-2. 1.5年履修モデル

各セメスター	1セメスター	2セメスター	3セメスター
所属	国際学院 一般中国語コース (初級・中級・高級)	国際学院 ビジネス中国語 (初級・中級・高級)	国際学院 中国語経済貿易研修コース
語学レベル (目標)	新HSK4級 (180点～194点が望ましい)	新HSK4級 (210点～300点が望ましい)	新HSK5級 (195点～209点が望ましい)
学修内容	一般中国語	ビジネス中国語	経営経済専門科目

* 経営学部では、長期留学予定学生が留学派遣先大学でより充実した学習ができるよう、留学前もしくは留学後の教育として、英語もしくは中国語による「プロジェクト研究(GBLプログラム型)」を開講しています。GBLとはGlobal Business Leadershipの略称で、「プロジェクト研究(GBLプログラム型)」とはグローバルな視点に立って世界を舞台に活躍するビジネス・リーダーの育成を目標に設計されている科目です。BSAプログラム、および全学留学プログラムにて海外に留学に行く学生はぜひ受講してください。

3 応募資格について

プログラムの応募資格は次の1)～6)の通りです。

- 1) 応募時に経営学部1・2回生であること。 ※大学院生は対象外です。
- 2) 累計もしくは直近セメスターのGPAが2.75以上であること。
- 3) 語学基準は下記のうちいずれかを満たすこと。
中国語基準：派遣までに新HSK4級(180～194点)または中国語検定3級を取得していることが望ましい
英語基準：応募時にTOEFL iBT®テスト72点以上またはIELTS 5.5以上
(孔子学院 中国語講座、CLA(言語習得センター)の受講料補助制度および英語検定試験受験料補助制度については、manaba+R、ホームページ等で確認のこと。)
- 4) 本プログラムの主旨・目的を理解し、真摯に留学前、留学後に行われるガイダンスやオリエンテーション、現地での学修の全てに参加可能であること。
- 5) 留学先のプログラムについて、多大な関心と意欲を持っていること。
- 6) 留学直前のセメスターに立命館大学に在学していること。

4 留学予定先について

国・地域名	派遣先大学	実施期間	派遣人数	GPA	語学基準(※1)
中国 北京市	对外経済貿易大学	【春出発】 2023年2月下旬 ～2024年7月頃	1名程度	2.75以上	【中国語での申請基準】 派遣までに新HSK4級(180～194点)または中国語検定3級を取得することが望ましい。 【英語での申請基準】 TOEFL iBT®テスト72点以上またはIELTS 5.5以上

■ 留学先での科目履修について

「基礎中国語」+「ビジネス中国語」+「中国語(英語)で専門科目」を履修する。

(※1) 中国・对外経済貿易大学に申請される場合は、中国語基準・英語基準のいずれかの要件を満たしていれば、申請可能となります。ただし中国籍の正規留学生で母国語を中国語とする方は中国語基準での応募申請はできません。また、派遣先で英語開講の専門科目を受講希望される方は、渡航までにTOEFL iBT®テスト80点またはIELTS 6.0以上程度の取得および語学力の向上を目指して下さい。

5 学籍と受講登録について

5-1. 学籍

BSAIV1.5年にて留学する際に、立命館大学での学籍が「在学」から「留学」に変更になる期間は下記の通りです。

プログラム名	派遣先大学名	派遣期間	期間
BSAIV (1.5年)	对外経済貿易大学	3セメスター	2024年度春学期 2024年度秋学期 2025年度春学期

5-2. 帰国後受講予定の立命館大学開講科目 受講登録について

【受講登録については以下の手順で行います】

- ・ 留学適用期間最終学期の授業開始日までに「留学終了届」が提出された場合は、通常授業の受講が可能となります。
- ・ 時間割および履修・登録の手引きは、manaba+Rに掲載されるので各自確認してください。
- ・ 登録方法、期間、時間は全て日本で登録する学生と同じ条件であり、かつ日本時間で管理されます。

【抽選科目に関する注意点】

- ・ 抽選科目は一旦受付がされると、一切削除することはできません。
- ・ 抽選科目は、Web申請受付け後、空きのあるクラスについて、追加募集がかけられる場合があります。manaba+Rを随時確認してください。

6 留学決定後の事前ガイダンスについて

留学前に2～3回程度ガイダンスを行います。派遣には、このガイダンスへの出席が必須です。ガイダンスに出席できない見込みがある場合は、BSAIV(1.5年)に応募出来ません。

許可を得ずにガイダンスを1回でも欠席すると、派遣先大学での留学参加を取りやめる場合がありますので、注意してください。また、保健センターが主催する健康管理ガイダンスや危機管理ガイダンスにも必ず参加してください。

※原則、授業以外での欠席理由については一切許可しません。予めご了承ください。

7 応募書類について

7-1. 応募書類

- 1) BSAIV1.5年応募書類チェックリスト
- 2) BSAIV1.5年申込書
- 3) BSAIV1.5年を希望する理由
- 4) 履修計画書
- 5) 直近セメスターのGPAを確認できる書類(※A4サイズ)
 ※CAMPUS WEBにログインの上、「科目一覧」および「GPA一覧」を表示し、
 学生証番号、氏名、2023年度春学期のGPAを確認出来るよう設定しPDFにしてください。
 ※成績証明書は累積GPAが掲載されていない為不可
- 6) 中国語基準: 新HSK(漢語水平考試)スコア表のコピー(取得した場合のみ)
 英語基準: TOEFL iBT[®]テストまたはIELTSのスコア表のコピー
 ※対外経済貿易大学へ書類を提出する日から遡って2年以内に受験したもののみ有効
- 7) パスポートの写し(有効期限内のもの)
 ※派遣先の国によって入国時やビザ申請時にパスポートの残存有効期限に条件があります。
 各自条件をご確認の上、有効期限には十分注意してください。

7-2. 応募用紙の配布・受付場所

【応募用紙配布】: BSAホームページ(<https://ritsumei-ba-gblp.jp>)よりダウンロード ※受付期間中のみ

【提出方法】: 申請資料一式を印刷し左上にホチキス止めの上、OIC学びステーション窓口で提出

※受付時間を厳守してください。提出締切日以降は一切受け付けません。

※最終日ではなく、事前に十分余裕を持って書類を準備してください(不備がある場合は受理できません。)



8 選考方法について

選考は、申込レポート・成績・派遣先大学が求める語学基準を満たしているかを重視して、担当教員が書類及び面接審査を行い、経営学部教授会での審議を経て決定されます。



memo

9 留学に関わる費用・奨学金について

交換留学の場合には、学費は本学と留学先大学との間で相殺になるため、留学先に学費を支払う必要はありません。

9-1. 主な費用

- ・包括海外旅行保険費用(※派遣者全員、大学が指定する保険に加入)
- ・ビザ取得の為にかかる費用
- ・渡航費(航空券)
- ・現地出入国税、空港税、航空保険料
- ・寮申請費および寮費
- ・現地での交通費
- ・教材費等
- ・クリーニング代、電話代、お土産代などの雑費
- ・娯楽費
- ・医療費(特に現地での歯の治療にかかる費用は日本の数十倍かかる場合があります)

【注意点】

- ・寮費、教材費等は派遣先大学で徴収されます。
- ・派遣先大学の事情により、学生寮に必ずしも入れるとは限りません。その場合は、速やかに経営学部事務室までご相談下さい。
- ・費用は、物価の上昇、為替相場によって変動しますのであくまでも参考としてください。

派遣先大学	費用	宿泊形態
対外経済貿易大学	【2017年度派遣者実績】 渡航費:約90,000円 寮費 :約40,000円/月 教材費:約4,000円 生活費:約30,000円/月(娯楽費は含みません) 保険料:約150,000円	最初の1セメスターは、必ず学生寮に居住していただきます。

9-2. 奨学金

※奨学金によっては併給できないものがあります。事前に経営学部事務室またはOIC国際教育センターに確認を行ってください。

1) 立命館大学海外留学チャレンジ奨学金

原則として派遣者全員に「立命館大学海外留学チャレンジ奨学金」が支給されます。なお、奨学金は派遣中に学生本人名義の口座に支給されます。

本プログラムにおいては、派遣の初年度に20万円が給付され、1年経過後の審査を経て残りの15万円が給付されます。

プログラム名	派遣先大学名	派遣期間	奨学金金額
BSAIV (1.5年)	対外経済貿易大学	3セメスター	35万円 (ただし1年経過後に別途審査あり。)

※奨学金の金額は今後変更となる場合があります。

2) 立命館大学海外留学サポート奨学金

経済上の事由により、プログラムへの参加または参加継続が困難であることが見込まれる者に対し、参加費用の一部を補助することによって、参加の支援を行うことを目的とする制度です。

海外留学サポート奨学金には、「予約採用型」「家計急変型」の2つのタイプがあり、いずれも要項に定められた家計基準を満たす場合に、奨学金選考の対象となります。

給付額や申請・選考方法などの詳細は、以下を確認してください。

<http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/>

3) JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)海外留学支援制度

立命館大学から支給される奨学金とは別に、JASSO(独立行政法人日本学生支援機構)が所管する奨学金に採択された派遣国がある場合は、別途受給要件を告知した上で選考を行います。

10 単位認定と成績評価

単位認定について(※学修要覧(全学部共通編)P.26 より抜粋)

<規程:学則第37条、第39条、第40条、第41条>

- ① 海外留学や単位互換制度等他大学で修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における卒業に必要な単位として学部の教授会で審議のうえ学部長が認めることがあります。なお、60単位の上限は、個々の制度・プログラム毎ではなく、他大学等で修得した単位全体の上限となりますので、注意してください。
- ② 入学前に修得した単位を認定された場合(本学の科目等履修生として入学前に単位を修得した場合、社会人方式または社会人方式<AO方式>)は、①と合わせて60単位(うち入学前単位認定の上限は30単位)が上限となります。
- ③ 留学先で修得した単位の認定にあたっては、帰国後速やかに「留学終了届」と「単位修得願および単位認定書」を学部事務室に提出することが必要です。単位認定時期は、留学終了日を含む学期の末日となります。

※認定された単位の成績評価には「T」が記載されます。

※単位認定に関わる申請書類および派遣先大学の成績証明書、受講した科目の内容及び授業時間数が確認できる書類とその和訳、派遣先大学の学年暦を各自準備し、提出する必要があります。

留学前より履修科目や単位認定について窓口で相談の上、留学中と帰国後の学修計画を立てておく必要があります。

■過年度派遣学生の単位認定実績(参考)

派遣先大学	BSAIV1.5年
対外経済貿易大学	40～50単位

※単位認定数や単位認定分野・科目については、派遣先や各自の履修状況により異なりますので、ご注意ください。

11 注意点

- 1) 派遣先大学への応募書類の準備、ビザの申請、航空券の手配などは全て各自で手続きする必要があります。経営学部事務室では対応していません。
- 2) 現地での留学・実習期間が定期試験の追試や成績確認制度の日程と重なる場合は、それらを受けることはできません。また、それに対する特別措置はありません。
- 3) 経営学部での選考において派遣内定者として決定したのち、派遣先大学に応募書類を送ります。受入の可否についての最終決定権は派遣先大学にありますので注意してください。また、派遣先大学によっては応募時に別途インタビューなどが課せられる場合があります。
- 4) 留学先での履修については、派遣先大学での規定に則ります。言語能力や履修規定によって履修科目が制限されることがあります。また、正規科目以外の語学科目(ESL等)や、履修する科目があらかじめ指定される場合もあります。
- 5) 本学及び派遣先が定める期間内に出入国するようにして下さい。
- 6) 日本学生支援機構奨学金受給者の方は、派遣決定後速やかに学生オフィスに報告を行い、必要な手続きを取ってください。
- 7) 3年生・4年生時に留学に行く場合、就職活動など個人的事由による帰国は一切認められませんので、事前に必ずキャリアオフィスや経営学部事務室に相談してください。

12 個人情報について

応募書類に記入する個人情報は、本学からの連絡に使用するほか、今後のプログラム内容の改善を図るための学内統計資料として、個人を特定することのできない形に加工した統計処理用のデータとして使用する場合があります。

また、本学が留学の参加者に代わって派遣先大学、旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館等に、必要な情報についてのみ提供します。



国・都市：中国・北京市

北京市の特徴：

中国の首都、政治・文化の中心地である。
故宮、天壇など多数の世界遺産がある。

■創立：1951年

■学生数：約18,000人

■大学の特徴：

- ・北京市北東の市街区に位置し、近隣には中日友好病院や、日本でも馴染みの深いスーパー等の便利な施設があります。
- ・国際経済貿易の専門家養成の高等教育機関として、中国国家プロジェクト「211工程」が初めて承認した重点大学で経済、金融、管理等の分野において一流の水準を有する大学です。
- ・中国で最も早く国際学術交流を展開した大学であり、現在、世界の30ヶ国以上の国や地域にある100以上の大学や研究機構と協力交流関係を結んでいます。

対外経済貿易大学



過年度派遣学生体験記
(2019年度春期 BSAIV1.5年・女性)

1年半のプログラムだったので、本来ならあと半年北京で勉強するはずでしたが、新型コロナウイルスの影響で留学が中止になりました。

私は中国に行きながら中国語も英語も全く得意ではなく、中国語に関しては簡単な会話ですら答えられないような状態でした。

不安しかありませんでしたが、立命館に交換留学していた方とバディが空港まで迎えに来てくださり、大学での手続きも手伝っていただきました。

その後もたくさんの方に助けて頂きながら1年間を無事に過ごすことが出来ました。

正直、1年半のプログラムに申し込むことは私にとってとても大きな決断で、本当に悩みました。

友達はできるのか、食事や環境は合うのか、授業にはついていけるかなど、挙げるとキリがありませんでしたが、実際に行くことと今までの心配が嘘だったかのように楽しい毎日がありました。

そして世界と視野が広がります。

留学は楽しいことばかりでないことも事実ですが、多くのことを吸収出来たり、刺激を素直に受けて変われたり、自分の短所と向き合えるのは若いからこそ出来ることであると実感しました。

大学生は人生最後の夏休みと言われているため、その4年間をどのように過ごすのかとても悩むと思います。

今は、行ってから後悔したらどうしよう、1年半は長すぎるかもと心配するかもしれませんが、私は今振り返ってみると、こんなに濃厚で楽しく、語学だけでなく様々なことを学び、成長できたこの1年は、今までになく、間違いなくこれから歩いていく中で自信に繋がっているの、心から留学に行けて良かったと思っています。

※先輩体験記より抜粋

週間スケジュール例

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	週末
午前	総合/聴力	総合/読解	総合/聴力	総合/読解	読解/総合	観光など
午後	自習	自習	自習	自習	自習	
夜		買い物		買い物		

※上記内容は、派遣先大学の開講年度により変更となる場合があります。

※派遣学生の語学レベルによっては、英語開講または中国語開講の専門科目を履修することが出来ます。

【立命館大学経営学部・経営学研究科主長の海外学習プログラム (BSAプログラムなど) に参加するにあたっての遵守事項】

「立命館大学経営学部・経営学研究科主長の海外学習プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

- 基本姿勢

立命館大学経営学部・経営学研究科主長の海外学習プログラム (BSAプログラムなど、以下「プログラム」という。) に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない。

 - プログラムの目的と主旨を理解し、積極的にまじめな態度で勉学に励まなければならない。
 - 立命館大学 (以下「本学」という。) の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関 (以下「派遣先」という。) の名譽を傷つけない行動を心がけなければならない。
 - プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。

2. 健康管理等

- 健康管理は、自らの責任でおこない、服用の必要な医薬品や主治医の紹介状等を現地に持参すること。
- 医師による診断書などに基づき、留学プログラムへの参加には継続が困難であると本学が判断した場合、これに従うこと。
- 前号により参加または継続が中止された後、健康状態等が回復したとしても、教学上の理由等から、本学の判断によりプログラム候補を認められない場合があることを理解すること。
- 本学が指定する海外旅行保険に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途保険に加入することを指定される場合は、本学指定の海外旅行保険、派遣先大学指定の保険の両方に加入すること。
- 既往症・現在疾患・服薬の状況等について所定の方法で事前に本学に申告すること。また、プログラム参加を許可する医師の診断書等についても、提出すること。
- 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- プログラム期間中、傷病等により、父母等と必要と本学が判断した場合、父母等に対し、本学の指示に従って行動すること。予め了承を得ること。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- 既往症および、現在疾患等がある状態でプログラムに参加し症状が悪化したとしても、本学および派遣先に対して、何等かの金融的請求をせず、またはその責任を問わず、関連した必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- 緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあることと同意すること。
- 本学による定期健康診断もしくは本学の指定する健康診断を、出発日から遡って1年以内に受診すること。
- 派遣先大学が所在する国 (地域) が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。

3. 経費および補償等

- プログラムに要する費用 (申込金・研修料・宿泊費・航空運賃・保険料等) は、指定の期日までに納入すること。
- 指定の期日までに要する費用の納入後は、プログラム参加を辞退できないものとみなす場合があること。
- プログラムに要する費用の納入後は、プログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
- プログラム参加の滞りや遅延等により、派遣先大学での受入を確保するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
- 辞退期限として指定している期日以降に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続が出来なくなった場合、または辞退した場合は、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりプログラム参加を中止する場合は、納入されたプログラムに要する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外資から日本への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
- パスポートやビザの取得手続に関する遅延および申請却下や天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中止、中断及び内容の変更があった場合、本学及び派遣先に損害賠償を要求せず、前号と同様の費用を負担すること。
- 本人の不注意または、本学及び派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学及び派遣先に対して何等かの金融的要求をせず、またはその責任を問わないこと。
- 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等、本学及び派遣先が管理できない状況下で発生した場合、本人の責任で対応しなければならないこと。
- 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害については、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- 本人の故意または重大な過失により、プログラムに重大な損害を与えた場合は、必要に応じ、賠償の責を負わなければならないこと。
- プログラムの参加に伴う渡航期間・受講期間が、本学における講義・補講・定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。

4. 個人情報取扱いに関する同意

- 立命館大学経営学部事務局に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務局が、旅行社、保険会社、危機管理支援センターを委託する会社、海外携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係者および在外公館に提供・共有し、プログラム運営のために利用すること。
- 立命館大学経営学部事務局が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報を受け、ことや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

- 書類の提出

上記事項を理解し厳守するために、本人及び父母等連名による誓約書を提出すること。

 - 報告書等の提出

本学に対して、所定の報告書等を所定の期日までに提出すること。
 - 誓約書の提出

上記事項および「立命館大学経営学部・経営学研究科主長の海外学習プログラム (BSAプログラムなど) に参加するにあたっての遵守事項」を理解し、厳守するために、本人および父母等連名による誓約書を提出すること。
 - その他所定の書類の提出

本学に対して、別途指示があった場合は、所定の書類について確認し、本人および父母等連名にて所定の期日までに提出すること。

「立命館大学および本学と提携する関連機関にて代理で航空券を手配するプログラム (BSA・I Plus・IIIなど) に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- 派遣先での研修に際しては、所定の航空便等を利用して入国し、個人での入国を行わないこと。
- 派遣先での研修修了後は、所定の航空便等を使用して帰国し、個人での帰国を行わないこと。
- 本学および派遣先両方の許可なしに日本への一時帰国および再入国を行わないこと。
- 所定の基盤に基づき、学業面から留学プログラムへ参加の継続が困難と本学が判断し、帰国を命じた場合には、当該措置に従うこと。
- 自由時間における行動および規律事項
 - 派遣先の乗組員または入居したホテル・スチエットの規則に従い、生活すること。
 - 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
 - ハンジャー、タバコ、スクーター、バイク、スキー、スノーボード、スキー用具等の危険な行為を行わないこと。
 - プログラム期間中に旅行または外出をする場合は、本学の担当者に、所定の書類を提出し許可を得ること。
 - 前号の旅行または外出の内容については、本学または派遣先から変更や中止の指示があった場合、当該指示に従うこと。
 - 所持、使用、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国 (地域) の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
 - 派遣先大学の授業の録画や写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
 - 派遣先国および地域で危機が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「各自で航空券を手配するプログラム (BSA II・IVなど) に参加するにあたっての遵守事項」

1. 入国・帰国

- 本学および派遣先両方の許可なしに日本への一時帰国および再入国を行わないこと。
- 本学および派遣先両方の許可なしに日本への一時帰国および再入国を行わないこと。
- 自由時間における行動および規律事項
 - 本学および派遣先が指定する居住施設に入居すること。
 - 派遣先の乗組員および入居した居住施設の規則に従い、生活すること。
 - 自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
 - ハンジャー、タバコ、スクーター、バイク、スキー、スノーボード、スキー用具等の危険な行為を行わないこと。
 - 派遣先の休館期間を含むプログラム期間中に、旅行または一時帰国をする場合は、派遣先にその旨を報告するとともに、本学の担当者に対し、所定の書類を提出し許可を得ること。
 - 前号の旅行または一時帰国の内容については、本学または派遣先から変更や中止の指示があった場合、当該指示に従うこと。
 - 所持、使用、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国 (地域) の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
 - 派遣先大学の授業の録画や写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
 - 派遣先国および地域で危機が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。

「オンライン留学プログラムに参加するにあたっての遵守事項」

1. 学習準備

- オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境 (パソコンやタブレット等受信機器や通信環境等) 整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。

2. 規律事項

- オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止すること
 - オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報 (URL、ミーティング ID、パスワード) を、授業と関係のない第三者と共有すること。
 - ライブ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の担当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などでも共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
 - オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の担当教員の許可なく再配布すること。
 - 授業での活用を目的としてインターネット上 (Youtube 等) で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム (BSA プログラムなど) に関する承諾書

立命館大学長 様

私は、2023 年度立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム (BSA プログラムなど、現地への渡航を伴わないオンラインのものも含む、以下「プログラム」という。) に参加するにあたり、立命館大学の代表学生として海外に派遣されることを自覚したうえで、プログラムの募集要項に記載の事項および次の各事項を承諾し、誠実に履行します。なお、承諾内容に反した場合、立命館大学の代表学生として相応しくない行動を取った場合は、プログラムへの参加取消しまたは帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

1. プログラム参加手続の履行
 - (1) プログラム申込金および実習費ならびにその他諸経費がかかる場合は、指定の期日までに納入すること。指定の期日までにプログラム申込金、実習費等の納入がない場合、プログラム参加を辞退するものとみなす場合があること。
 - (2) プログラム申込金納入後は、プログラム参加の辞退はできないことを十分に理解した上で申込手続を行うこと。
 - (3) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が辞退期限として指定している期日以降にプログラム参加を辞退する場合は、立命館大学に立命館大学または経営学部・経営学研究科が辞退期限にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由により学費によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムに関わる派遣先大学、業者が定めるキャンセル料・追加料金を得ずプログラムを中止する場合には、立命館大学に納付したプログラム申込金、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用、給食・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学、業者が定めるキャンセル料・追加料金を生じ、学生本人または父母等が負担すること。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担すること。
 - (4) 立命館大学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービス (以下「海外旅行保険等」と総称する。) に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先大学から別途で海外旅行保険等に加入すること。
 - (5) 立命館大学または経営学部・経営学研究科が指定する往復の航空便、指定旅行代理店、指定旅行代理店、指定宿舎がある場合は、それらを利用することとし、指定の期日までに手続を行うこと。指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができないうち、プログラム参加を辞退すること。
 - (6) 立命館大学および経営学部・経営学研究科が指定するガイダンスに出席し、指定の期日までに必要な書類を提出すること。
 - (7) 立命館大学の定期健康診断を受診すること。何らかの事情で受診できない場合は、指定の期日までに、別途健康診断を受診すること。医師による診断に基づき、プログラムへの参加が困難であると立命館大学が判断した場合、プログラム参加を認めないことがある。
 - (8) 派遣先大学が所在する国 (地域) が指定する予防接種を、指定の期日までに受けること。
 - (9) 既往症、現在疾患、服薬の状況等について、指定の期日までに立命館大学に申告すること。また、プログラム参加を許可する医師の診断書等についても、提出すること。
2. プログラムに関する諸条件
 - (1) プログラムに派遣候補者として選ばれることは、派遣先大学での受入を保証するものではないこと。また、派遣先大学の事情によっては、受入が許可されない場合もあること。
 - (2) 本邦外務省による海外安全情報にもとづき、派遣先国または地域に対して危険情報および感染危険情報レベル2以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体を安全に最優先し、原則、派遣の中止を判断する。派遣中止が判断された時点で留に留学を開始している者は、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。ただし、感染危険情報レベル2または3が発令されている国・地域で、以下の条件および状況が踏まえ、プログラムが実施できることが確認できる場合には、例外としてプログラムを実施または継続することがある。また、危険情報レベル1が発令されている、もしくは発令されていない場合、または感染危険情報レベル1以上が発令されている (例外としてプログラムが実施または継続する場合は含む。) もしくは発令されていない場合でも、派遣者の安全を確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがある。この場合において、これらの事態により発生するキャンセル料や帰国手配等に係る費用負担について、海外旅行保険で補填できない場合は学生本人または父母等の負担において対応すること。

<条件>

- ① 日本および対象国・地域における水際対策に関わり、対象国・地域への入国、査証取得および入国後の隔離措置等の影響が限定的であり、計画通りにプログラムが実施できること。
- ② 立命館大学が手配を行うプログラムの場合) 派遣先国・地域への渡航において、安全な渡航手段および旅程ならびに航空券が確保できること。
- ③ 派遣先大学が所在する地域周辺において、必要な生活物資および生活環境が確保できること。
- ④ 現地の医療機関において、医療体制の逼迫や医療崩壊がなく、万が一本学の学生が感染症に罹患した場合においても現地の医療機関にて対応できる状況であること。
- ⑤ 派遣先大学において、留学生の受け入れ体制が整えられていること。また、本学の学生が感染症に罹患した場合や濃厚接触者 (濃厚疑い) として指定された場合の対応方針が整えられており、安全に学習に取り組むことができるよう防疫措置が講じられていること。

- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、学生本人および父母等の個別同意がなくとも、立命館大学または派遣先大学の担当者の判断によって処置されることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、プログラムへの継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国措置の指示に速や

- (5) にか従うこと。
- (6) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、プログラム参加の継続が困難であると立命館大学が判断した場合、立命館大学の帰国ないし受講中止措置の指示に速やかに従うこと。
- (7) 帰国ないし受講中止措置を受けたとき、または自己都合によりプログラムを中止したとき、これに伴って発生する帰国費用等は学生本人または父母等が負担すること。
- (8) プログラム参加にあたり立命館大学から奨学金の給付を受けていた場合、当該奨学金の規程にもとづき、プログラム参加を中止する等の理由により、奨学金の全部または一部の返還を求められることがあること。
- (9) プログラム参加に伴う渡航期間・受講期間が、立命館大学における講義・補講、定期試験、追試試験等と重なった場合、特別な配慮は行わないこと。
- (10) ホームステイでは、1 家庭に複数名の学生が滞在する場合があります。寮・ホテルでは、1 部屋に複数名の学生が滞在することが基本となること。
- (11) プログラム参加にあたり、滞在先、航空券等の手続、手配等を自身で行わなければならないプログラムについては、事前にご手続、手配等について十分確認し、必ず自身の責任において滞滞なく行うこと。

3. 個人情報取扱いに関する同意
 - (1) 立命館大学経営学部事務室に届け出た個人情報について、立命館大学経営学部事務室が、派遣先大学、事務業務委託会社、旅行会社、査証代行取得会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サービスを提供する会社、海外用携帯電話レンタルサービスを提供する会社、航空会社、関係省庁および在外公館に提供し、プログラム運営や緊急時の対応のために利用することに同意すること。
 - (2) 立命館大学経営学部事務室が、プログラム運営のために、派遣先大学等から成績情報、生活情報等の個人情報提供を受けることとや派遣先大学に成績情報・生活情報等の個人情報提供することに同意すること。
 - (3) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対応すること。
 - (4) オンライン留学等のプログラム参加にあたり、受講のための環境 (パソコンやタブレット等受信機器や通信費等) 整備や受講に必要な通信費用は、学生本人が負担すること。
 - (5) 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①~⑨のいずれかにあつた場合、学生本人または父母等の責任において対応し、立命館大学に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
 - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、旅行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 立命館大学が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
 - ③ 法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
 - ④ 学生本人の故意または過失により生じた損害
 - ⑤ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
 - ⑥ 学生本人の個人的問題から生じた損害
 - ⑦ 学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続、手配等により生じた損害
 - ⑧ 通信障害によるトラブル等により生じた損害
 - ⑨ ② (2) の派遣の中止により生じた損害

5. 規律事項
 - (1) プログラムの目的と趣旨を理解し、学習および研究に専念すること。
 - (2) プログラム期間中は、日本の法令および立命館大学の諸規則ならびに派遣先大学が所在する国 (地域) の法令および派遣先大学の諸規則を遵守すること。
 - (3) 立命館大学および派遣先大学の教職員が指示に従うこと。
 - (4) 麻薬、向精神薬等日本の法律または派遣先大学が所在する国 (地域) の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
 - (5) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
 - (6) パンクジャンプ、スカイダイビング、スキューバダイビング等危険な行為を行わないこと。
 - (7) 健康管理は自らの責任で行い、常備薬や主治医の紹介状等を実地に持参すること。
 - (8) プログラム参加中、旅行または外出する場合は、指定の期日までに所定様式の計画書を立命館大学および必要場合は派遣先大学にも提出し、承認を受けること。立命館大学または派遣先大学から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
 - (9) プログラム参加中は、立命館大学が指定する報告を滞滞なく行うこと。
 - (10) プログラム終了後はすみやかに帰国すること。立命館大学の許可なく、個人的な理由により滞留期間を延長しないこと。
 - (11) 立命館大学の承認なしに、日本への一時帰国・再入国を行わないこと。
 - (12) 派遣先大学の寮規程もしくは入居した寮の規則またはホームステイ先の規則に従い、生活すること。
 - (13) 派遣先大学の授業の録画や写真撮影などは、授業担当者の許可を得ること。
 - (14) 派遣先国および地域で危険が発生し立命館大学が帰国を命じた場合は、命令および指示に従い安全を確保したうえで速やかに帰国すること。
 - (15) オンライン授業の受講にあたり、以下の行為は、情報倫理に反する行為として固く禁止する。
 - ① オンライン授業のために配布されたオンライン会議システムの情報 (URL、ミーティング ID、パスワード) を、授業と関

立命館大学経営学部・経営学研究科主管の海外学習プログラム (BSA プログラムなど) に関する承諾書

- 係のない第三者と共有すること。
- ② ライフ形式で実施されるオンライン授業の様子を派遣先大学の相当教員や出席者の許可なく写真に撮り SNS などと共有し、拡散すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
 - ③ オンライン授業で配布された資料等を、派遣先大学の相当教員の許可なく再配布すること。
 - ④ 授業での活用を目的としてインターネット上 (Youtube 等) で限定公開されている動画資料について、その URL を授業と関係のない第三者と共有すること。

上記のすべての承諾事項を確認の上、遵守します。

派遣決定後、記入の上、提出
(第1回派遣者ガイダンスにて配布予定)



〔 BSAプログラムに関する事項の問い合わせ先 〕

立命館大学 経営学部事務室 国際担当

TEL > 072-665-2090 (9:00~17:00、祝祭日を除く月~金曜日)

MAIL > ba-koku@st.ritsumei.ac.jp

BSA HP > <https://ritsumei-ba-gblp.jp/>

